



発行 東京都

目次

21

規則

○東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第十四号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表政策企画局の部戦略広報部の項中

「企画課」を「企画調整課
広報広聴課」を「戦略広聴課」

に改め、同部戦略事業部の項及びオリンピック・パラリンピック調整部の項を削り、同

「総合推進部

総務課

連携推進課

企画調整部

企画調整課

プロジェクト推進課」

表子供政策連携推進部の項中

「子供政策連携推進部
企画課
事業推進課

を

企画調整部
企画調整課

に改め、

同項の次に次のように加える。

スタートアップ・国際金融都市戦略室

戦略推進部

戦略企画課

スタートアップ推進課

戦略事業推進課

第八条第一項の表財務局の部建築保全部の項中

「施設整備第二課
オリンピック・パラリンピック施設

整備課」を「施設整備第二課」に改め、同表デジタルサービス局の部総務部の項中「総

務課」を

「総務課
デジタル人材戦略課」

に改め、同部戦略部の項中「区市町村DX支援課」を

「区市町村DX協働課」に改め、同部デジタルサービス推進部の項中「ネットワー

ク推進課」を「つながる東京推進課」に改め、同表生活文化スポーツ局の部スポーツ総合推

進部の項中「スポーツ課」を「スポーツ課」に改め、同項の次に次のように加える。

国際スポーツ事業部

国際大会課

事業調整第一課

事業調整第二課

調整課

調整課

調整課

調整課

調整課

調整課

調整課

調整課

調整課

調整課

調整課

調整課

調整課

計理課
指導監査部
指導調整課
指導第一課
指導第二課
生活福祉部
企画課
保護課
地域福祉課
医療助成課
子供・子育て支援部
企画課
家庭支援課
育成支援課
保育支援課
高齢者施策推進部
企画課
介護保険課
在宅支援課
施設支援課
障害者施策推進部
企画課
地域生活支援課
施設サービス支援課
精神保健医療課
保健医療局
総務部

第八条第一項の表福祉保健局の項の次に次のように加える。

総務課
職員課
企画部
企画政策課
健康危機管理調整課
計理課
保健政策部
保健政策課
健康推進課
疾病対策課
国民健康保険課
医療政策部
医療政策課
救急災害医療課
医療安全課
医療人材課
都立病院支援部
法人調整課
健康安全部
健康安全課
食品監視課
薬務課
環境保健衛生課
感染症対策部
計画課
調査・分析課
防疫課
医療体制整備第一課

医療体制整備第二課

第八条第一項の表建設局の部総務部の項中「企画計理課」を「企画計理課」に改める。

第八条第二項中「子供政策連携室」の下に「及びスタートアップ・国際金融都市戦略室」を加える。

第九条第四項中「子供政策連携室」の下に「及びスタートアップ・国際金融都市戦略室」を加え、「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

第十四条第十五項中「感染症対策及び」を削り、「福祉保健局の担当局長」を「保健医療局長」に改める。

第十九条の表政策部の部政策調査課の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第三十二回オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係る調整に関する事(他の局に属するものを除く。)

第十九条の表戦略広報部の部企画課の項中「企画課」を「企画調整課」に改め、同項第一号中「広報に係る」を「広報の」に改め、「及び」の下に「実施に係る」を加え、同項第二号中「情報の収集、」を削り、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 広聴に関する事(他の局に属するものを除く。)

第十九条の表戦略広報部の部広報広聴課の項中「広報広聴課」を「戦略広報課」に改め、同項中第四号を削り、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 戦略的な広報の推進に関する事。

二 広報に係る情報の収集に関する事。

第十九条の表計画調整部の部計画調整課の項第六号中「子供政策連携室」の下に「及びスタートアップ・国際金融都市戦略室」を加え、同表戦略事業部の項及びオリンピック・パラリンピック調整部の項を削る。

第十九条の二(見出しを含む。)中「の部及び各課」を「各部課」に改め、同条の表子供政策連携推進部の部中「子供政策連携推進部」を「総合推進部」に改め、同部企画

課の項中「企画課」を「総務課」に改め、第八号から第十三号までを次のように改める。

八 室事務事業の広報及び広聴に関する事。

九 室事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関する事。

十 室事務事業の総合的な企画及び調整に関する事。

十一 室事務事業の進行管理に関する事。

十二 室事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関する事。

十三 室の予算、決算及び会計に関する事。

第十九条の二の表子供政策連携推進部の部企画課の項中第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、第十八号を第十六号とし、同部事業推進課の項を次のように改める。

連携推進課

一 少子化対策等の企画、立案及び総合調整に関する事。

第十九条の二の表子供政策連携推進部の項の次に次のように加える。

企画調整部

企画調整課

一 子供政策の企画、立案及び総合調整に関する事。

二 子供政策に係る情報の収集、調査、分析等に関する事。

三 ことも未来会議に関する事。

四 部内他の課に属しないこと。

プロジェクト推進課

一 子供に係る重要な施策の企画、立案及び推進に関する事。

第十九条の二の次に次の一条を加える。

(スタートアップ・国際金融都市戦略室の部及び各課の分掌事務)

第十九条の三 スタートアップ・国際金融都市戦略室の部及び各課の分掌事務は、次のとおりとする。

戦略推進部

戦略企画課

一 室の組織及び定数に関する事。

二 室所属職員の人事及び給与に関すること。

三 室所属職員の福利厚生に関すること。

四 室事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。

五 室の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。

六 室の情報公開に係る連絡調整等に関すること。

七 室の個人情報保護に係る連絡調整等に関すること。

八 室の予算、決算及び会計に関すること。

九 室事務事業の進行管理及び調整に関すること。

十 室事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。

十一 室事務事業の広報及び広聴に関すること。

十二 室事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。

十三 スタートアップ政策、国際金融都市・東京の実現に向けた施策等に係る企画、立案及び総合調整に関すること。

十四 スタートアップ政策、国際金融都市・東京の実現に向けた施策等に係る国等との連絡調整、情報の収集、調査、分析等に関すること。

十五 政策企画局との連絡に関すること。

十六 室内他の課に属しないこと。

スタートアップ推進課

一 スタートアップに係る重要な施策の企画、調整及び推進に関すること。

二 スタートアップ施策関連経費の把握及び分析に関すること。

戦略事業推進課

一 国際金融都市・東京の実現に向けた施策の企画、調整及び推進に関すること。

二 外国企業誘致に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

三 国家戦略特別区域等に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

第二十条の表総務部の部法務課の項第七号中「第百二十七条第四項」を「第百二十七条第三項」に改め、同部グループ経営戦略課の項第一号中「こと」の下に「(他の局に属するものを除く。)」を加え、同部情報公開課の項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同表人事部の部人事課の項中第四号を削り、第

五号を第四号とし、同部制度企画課の項第七号中「(他の局及び部に属するものを除く。)」を削り、同表統計部の部産業統計課の項第四号を削る。

第二十一条の表主計部の部財政課の項第七号中「及び事業評価」を「、事業評価及びグループ連携事業評価」に改め、同部予算第一課の項第一号中「、子供政策連携室」を削り、同部予算第二課の項第一号中「主税局」を「子供政策連携室、主税局」に、「福祉保健局」を「福祉局、保健医療局」に改め、同部予算第三課の項第一号中「都市整備局」を「スタートアップ・国際金融都市戦略室、都市整備局」に改め、同表建築保全部の部オリンピック・パラリンピック施設整備課の項を削る。

第二十一条の二の表総務部の部総務課の項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、同項の次に次のように加える。

デジタル人材戦略課

一 デジタル人材の確保、育成及び総合調整に関すること(他の局及び部に属するものを除く。)

二 職員のデジタルリテラシーの向上に関すること(他の局及び部に属するものを除く。)

第二十一条の二の表総務部の部企画計理課の項に次の二号を加える。

五 局事務事業の広報及び広聴に関すること。

六 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。

第二十一条の二の表戦略部の部区市町村DX支援課の項中「区市町村DX支援課」を「区市町村DX協働課」に改め、同項第一号中「に対する必要な支援に係る企画及び調整」を「の推進に向けた協働」に改め、同部デジタル推進課の項中第二号を削り、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 都のデジタルトランスフォーメーション推進全般に関すること。

第二十一条の二の表戦略部の部デジタル推進課の項に次の一号を加える。

三 各局のデジタルサービスの品質確保・向上に係る調整に関すること。

第二十一条の二の表戦略部の部デジタル改革課の項第一号中「情報通信技術」を「デジタル技術」に改め、同表デジタルサービス推進部の部デジタルサービス推進課の項中第四号及び第五号を削り、同項第三号中「デジタル技術の導入及び利活用に係る各局の

支援」を「デジタルデバインド対策」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「都心部」の下に「・西新宿」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「の推進及び」を「及び都市のスマート化の推進並びに」に、「及び立案」を「立案及び総合調整」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 データ連携基盤の運用及びデータ活用推進に関する事。

第二十一条の二の表デジタルサービス推進部の部デジタルサービス推進課の項中第六号を第五号とし、同部ネットワーク推進課の項中「ネットワーク推進課」を「つながる東京推進課」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とする。

第二十三条の表総務部の部総務課の項第十三号を次のように改める。

十三 局の所管に係る政策連携団体の指導及び監督に関する事。

第二十三条の表都民生活部の部地域活動推進課の項第三号中「都政及び都民生活に係る相談」を「外国語による相談等」に改め、同項第四号を削り、同表文化振興部の部企画調整課の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 東京文化戦略二〇三〇に係る企画、調整及び推進に関する事。

第二十三条の表文化振興部の部文化事業課の項に次の一号を加える。

十二 東京文化戦略二〇三〇に係る各種文化事業の実施に関する事。

第二十三条の表スポーツ総合推進部の部スポーツ課の項第六号を削り、同部国際大会課の項を削り、同表スポーツ総合推進部の項に次のように加える。

国際スポーツ事業部

国際大会課

一 国際スポーツ大会の誘致・開催支援等に関する事（他の部及び課に属するものを除く。）。

二 マラソン祭り等に関する事。

三 自転車競技関連事業に関する事。

四 部内他の課に属しないこと。

事業調整第一課

一 世界陸上競技選手権大会の開催支援等に関する事（他の課に属するものを除く。）。

事業調整第二課

一 デフリンピックの開催支援等に関する事（他の課に属するものを除く。）。

第二十三条の表スポーツ施設部の部調整課の項中「調整課」を「経営企画課」に改め、同項第一号中「スポーツ施設」の下に「等」を、「管理」の下に「及び開設準備」を加え、同部施設整備第一課の項中「施設整備第一課」を「施設整備課」に改め、同項第一号中「新規恒久施設等」を「スポーツ施設等」に、「開設準備」を「改修」に改め、同部施設整備第二課の項を削る。

第二十四条の表市街地整備部の部区画整理課の項第十三号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同表市街地建築部の部調整課の項第五号中「建築物」を「中高層建築物」に改め、同部建築企画課の項第十九号中「（他の部に属するものを除く。）」を削る。

第二十五条の表自然環境部の部計画課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同部緑環境課の項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第九号までを四号ずつ繰り上げ、第十号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 多摩の森林再生事業に関する事。

第二十五条の表自然環境部の部緑環境課の項中第十一号を第八号とし、同項に次の四号を加える。

九 自然公園事業及び近郊緑地事業の総合的な計画及び計画調整に関する事。

十 自然公園事業及び近郊緑地事業に係る連絡及び調整に関する事。

十一 自然公園及び近郊緑地の区域内における行為の規制に関する事。

十二 自然公園事業及び近郊緑地事業の実施に関する事。

第二十六条を次のように改める。

（福祉局各部課の分掌事務）

第二十六条 福祉局各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

総務課

一 局所属職員（課長及びこれに準ずる職以上の職にある者に限る。）の人事に

関すること。

- 二 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- 三 局の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 局事務事業の管理改善に関すること。
- 五 局事務事業の広報及び広聴に関すること。
- 六 局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。
- 七 局の個人情報保護に係る連絡調整等に関すること。
- 八 局事務事業に係る調査及び統計に関すること。
- 九 社会福祉情報の収集及び管理に関すること。
- 十 局の契約に関すること。
- 十一 局の財産及び物品の管理並びに工事に関すること。
- 十二 監査及び検査の連絡調整に関すること。
- 十三 局内他の部及び課に属しないこと。

職員課

- 一 局の組織及び定数に関すること。
- 二 局所属職員の人事（課長及びこれに準ずる職以上の職にある者に係るものを除く。）及び給与に関すること。
- 三 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 四 局所属職員の安全衛生に関すること。
- 五 東京都職員研修規則第四条の規定に基づく研修に関すること。
- 六 医療従事者等の教育訓練に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。

企画部

企画政策課

- 一 局事務事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 社会福祉の研究に関すること。
- 三 東京都社会福祉審議会に関すること。
- 四 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。

- 五 社会福祉に係る区市町村との連絡及び調整に関すること。
- 六 局の所管に係る政策連携団体等の指導、監督等に関すること。

計理課

- 一 局の予算、決算及び会計（他の部に属するものを除く。）に関すること。
- 二 局事務事業の進行管理に関すること。
- 三 局事務事業の行政評価の実施に関すること。

指導監査部

指導調整課

- 一 部所管事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 社会福祉法人の認可に関すること。
- 三 局の所管に係る社会福祉法人等の指導検査及び運営指導の総合的な調整等に関すること。

- 四 福祉サービスの第三者評価に関すること。
- 五 部内他の課に属しないこと。

指導第一課

- 一 介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護を行う施設の指導検査に関すること。
- 二 介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護を行う施設を経営する事業者の指導検査に関すること。
- 三 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護療養型医療施設及び介護医療院の指導検査に関すること。
- 四 指定介護機関の指導検査に関すること。
- 五 養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームの指導検査に関すること。
- 六 その他高齢者福祉サービスの指導検査に関すること。
- 七 指定障害者支援施設等及びこれらを経営する事業者の指導検査に関すること。
- 八 指定障害福祉サービス事業者等の指導検査に関すること。
- 九 生活保護法に基づく指定医療機関及び医療保護施設の指導検査に関すること。

指導第二課

- 一 保護施設、宿泊所、児童福祉施設、婦人保護施設等の指導検査に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 二 保護施設、宿泊所、児童福祉施設、婦人保護施設等を経営する社会福祉法人等の指導検査に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 三 施設を経営しない社会福祉法人等の指導検査に関すること。
- 四 保育の業務を目的とする施設及び事業であつて認可を受けていないもの（認可を取り消されたものを含む。）の指導監督に関すること。

生活福祉部

企画課

- 一 一部所管事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 災害救助に関すること。
- 三 復員事務に関すること。
- 四 旧軍人、準軍人及び軍属の身上及び恩給に関すること。
- 五 戦傷病者戦没者遺族等に関すること。
- 六 戦没者の叙勲に関すること。
- 七 福祉のまちづくりに関すること。
- 八 東京都福祉のまちづくり推進協議会に関すること。
- 九 引揚者の援護に関すること。
- 十 未帰還者留守家族等援護法の施行に関すること。
- 十一 西多摩福祉事務所に関すること。
- 十二 部内他の課に属しないこと。

保護課

- 一 生活保護法の施行に関すること。
- 二 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- 三 墓地、埋葬等に関する法律第九条の規定による埋葬又は火葬の費用の負担に
関すること。
- 四 保護施設及び宿泊所の運営指導に関すること。

- 五 保護施設及び宿泊所を経営する社会福祉法人等の運営指導に関すること。
- 六 生活保護法に基づく援護及び措置の実施機関又は実施者の指導検査に関する
こと。

地域福祉課

- 一 生活困窮者自立支援法の施行に関すること。
- 二 低所得者等の福祉に関すること。
- 三 多重債務者対策に関すること。
- 四 地域福祉活動の推進に関すること。
- 五 民間社会福祉事業の振興に関すること。
- 六 施設を経営しない社会福祉法人等に対する助成及び運営指導に関すること
（他の部に属するものを除く。）。
- 七 福祉サービスの利用支援に関すること。
- 八 民生委員及び児童委員に関すること。
- 九 ひきこもり等支援施策に関すること。
- 十 福祉人材対策に関すること。
- 十一 社会福祉事業従事者の訓練に関すること。
- 十二 社会福祉主事の養成機関及び講習会並びに社会福祉士及び介護福祉士の養
成施設の指定、監督等に関すること。
- 十三 介護員養成研修等の指定に関すること。

医療助成課

- 一 医療費の助成に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。
- 子供・子育て支援部

企画課

- 一 児童福祉施策の総合的な企画、立案及び調整に関すること。

- 二 東京都児童福祉審議会に関すること。
 - 三 東京都子供・子育て会議に関すること。
 - 四 次世代育成支援対策推進法による地域行動計画に関すること。
 - 五 子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援事業支援計画に関すること。
 - 六 部内他の課に属しないこと。
- 家庭支援課

- 一 児童と子育て家庭の支援に関すること（他の局、部及び課に属するものを除く。）。
 - 二 児童の健全育成及び児童厚生施設に関すること（他の局に属するものを除く。）。
 - 三 児童相談所に関すること。
 - 四 母子保健法の施行に関すること（他の部に属するものを除く。）。
 - 五 児童福祉法による結核児の療養給付及び小児慢性特定疾病の医療給付に関すること。
 - 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療（育成医療に限る。）に関すること（他の部に属するものを除く。）。
 - 七 児童福祉法による助産施設への妊産婦の入所に関すること。
 - 八 前号に掲げる施設の設置の認可に関すること。
 - 九 児童福祉法による身体障害児の療育指導に関すること。
 - 十 母体保護法の施行に関すること。
- 育成支援課

- 一 児童、ひとり親家庭及び女性の福祉に関すること。
- 二 要保護児童の育成に関すること。
- 三 母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金の貸付けに関すること。
- 四 里親に関すること。
- 五 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設の運営指導に関すること。
- 六 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設の業務を

- 的とする施設であつて認可を受けていないもの（認可を取り消されたものを含む。）の指導監督に関すること。
- 七 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設を経営する社会福祉法人等の運営指導に関すること。
 - 八 女性相談センター並びに東京都児童養護施設及び東京都児童自立支援施設に関すること。
 - 九 児童扶養手当及び児童手当に関すること。

保育支援課

- 一 保育対策に関すること。
- 二 保育所の運営指導に関すること。
- 三 保育士試験及び保育士養成施設に関すること。
- 四 保育の業務を目的とする施設及び事業であつて認可を受けていないもの（認可を取り消されたものを含む。）の運営指導に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 五 保育所を経営する社会福祉法人等の運営指導に関すること。
- 六 認定こども園に関すること。

高齢者施策推進部

企画課

- 一 高齢者の保健、福祉等の施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 高齢者保健福祉計画（老人福祉計画及び介護保険事業支援計画）に関すること。
- 三 部内他の課に属しないこと。

介護保険課

- 一 介護保険法に規定する保険者の指導及び支援に関すること。
- 二 東京都介護保険財政安定化基金に関すること。
- 三 介護保険法に基づく東京都国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関すること。
- 四 東京都介護保険審査会に関すること。

- 五 介護保険特別対策事業に関すること。
 - 六 指定居宅サービス事業者及び指定介護療養型医療施設の指定に関すること。
 - 七 指定居宅サービス事業者の運営指導に関すること。
 - 八 指定事業者管理台帳システムの運用及び指定事業者の情報提供に関すること。
 - 九 介護人材対策事業に関すること(他の部に属するものを除く。)
- 在宅支援課
- 一 高齢者の在宅福祉サービスに関すること。
 - 二 認知症高齢者の支援等に関すること。

施設支援課

- 一 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護を行う施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等(以下「介護老人福祉施設等」という。)の運営指導に関すること。
- 二 介護老人福祉施設等を経営する事業者の運営指導に関すること(他の部に属するものを除く。)
- 三 介護老人福祉施設等の整備計画及び整備費補助に関すること。
- 四 介護老人福祉施設等の指定、開設許可、認可等に関すること。
- 五 板橋キャンパス及び東村山キャンパスの整備等に関すること。
- 六 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに関すること。

障害者施策推進部

企画課

- 一 障害者(児)福祉施策の総合的な企画、立案及び調整に関すること。
- 二 東京都障害者施策推進協議会に関すること。
- 三 東京都障害者介護給付費等不服審査会及び東京都障害児通所給付費等不服審査会に関すること。
- 四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること(他の局、部及び課に属するものを除く。)
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に関すること(他の局、部及び課に属するものを除く。)

- 六 障害者の社会参加の推進に関すること。
 - 七 東京都心身障害者扶養共済制度等に関すること。
 - 八 障害者福祉会館に関すること。
 - 九 部内他の課に属しないこと。
- 地域生活支援課
- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること(他の部及び課に属するものを除く。)
 - 二 障害者(児)の在宅福祉に関すること。
 - 三 障害福祉に係る研修に関すること(他の部及び課に属するものを除く。)
 - 四 共同生活援助等に関すること。
 - 五 障害者の就労支援に関すること(他の局に属するものを除く。)

施設サービス支援課

- 一 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法(障害児に係る部分に限る。)の施行に関すること。
- 二 心身障害者福祉センターに関すること。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療(更生医療に限る。)に関すること(他の部及び課に属するものを除く。)
- 四 障害者支援施設、障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設の運営指導に関すること。
- 五 前号の施設を経営する社会福祉法人等の運営指導に関すること。
- 六 障害児入所施設及び障害児通所支援事業を目的とする施設であつて認可を受けていないものの指導監督に関すること。
- 七 前号に掲げる施設の設置の認可に関すること。
- 八 障害者支援施設等の建設に関すること。
- 九 東京都障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う事業所(都が設置するものに限り。)、東京都福祉型障害児入所施設、療育医療センター及び療育センターに関すること。

- 十 重症心身障害児(者)施設入所等選考委員会に関する事
- 十一 在宅心身障害児(者)に対する療育支援等に関する事

精神保健医療課

- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事
- 二 東京都地方精神保健福祉審議会に関する事
- 三 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律の施行に関する事

総合精神保健福祉センター及び精神保健福祉センターに関する事

- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療に関する事(他の部及び課に属するものを除く。)

六 精神障害者社会復帰対策に関する事

- 七 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行に関する事

八 発達障害者支援法の施行に関する事

九 高次脳機能障害者の支援に関する事

十 精神保健福祉士法の施行に関する事

第二十六条の次に次の一条を加える。

(保健医療局各部課の分掌事務)

第二十六条の二 保健医療局各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

総務課

- 一 局所属職員(課長及びこれに準ずる職以上の職にある者に限る。)の人事に關すること。
- 二 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関する事
- 三 局の公文書類の收受、配布、發送、編集及び保存に関する事
- 四 局事務事業の管理改善に関する事
- 五 局事務事業の広報及び広聴に関する事
- 六 局の情報公開に係る連絡調整等に関する事

七 局の個人情報保護に係る連絡調整等に関する事

八 局事務事業に係る調査及び統計に関する事

九 保健医療情報の収集及び管理に関する事

十 局の契約に関する事

十一 局の財産及び物品の管理並びに工事に關すること

十二 監査及び検査の連絡調整に関する事

十三 局内他の部及び課に属しない事

職員課

一 局の組織及び定数に関する事

二 局所属職員の人事(課長及びこれに準ずる職以上の職にある者に係るものを除く。)及び給与に関する事

三 局所属職員の福利厚生に関する事

四 局所属職員の安全衛生に関する事

五 東京都職員研修規則第四条の規定に基づく研修に関する事

六 医療従事者等の教育訓練に関する事(他の局及び部に属するものを除く。)

企画部

企画政策課

一 局事務事業の総合的な企画及び調整に関する事(他の課に属するものを除く。)

二 保健医療の研究に関する事

三 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関する事

四 保健医療に係る区市町村との連絡及び調整に関する事

五 局の所管に係る政策連携団体等の指導、監督等に関する事

健康危機管理調整課

一 健康危機管理に係る総合的な調整に関する事

計理課

一 局の予算、決算及び会計(他の部に属するものを除く。)に関する事

保健政策部

- 二 局事務事業の進行管理に関する事。
- 三 局事務事業の行政評価の実施に関する事。

保健政策課

- 一 保健施策の総合的な企画及び調整に関する事。
- 二 保健所事務事業の調整に関する事(他の局、部及び課に属するものを除く)。

- 三 東京都保健所の設置、管理及び運営に関する事。

- 四 部内他の課に属しない事。

健康推進課

- 一 健康づくり施策の計画、連絡調整及び実施に関する事。
- 二 健康増進法の施行に関する事(他の局及び部に属するものを除く)。
- 三 栄養士法の施行に関する事。
- 四 成人保健対策の計画及び調整に関する事。
- 五 生活習慣病の予防に関する事。
- 六 がん予防及び早期発見に関する事。
- 七 自殺総合対策に関する事。

疾病対策課

- 一 難病対策に関する事。
- 二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関する事。
- 三 臓器の移植に関する法律の施行に関する事。
- 四 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関する事(献血の推進及び血液製剤の適正使用に関するものに限る)。

国民健康保険課

- 一 国民健康保険法の施行に関する事。
- 二 国民健康保険事業の計画及び調査に関する事。
- 三 東京都国民健康保険運営協議会及び東京都国民健康保険審査会に関する事。
- 四 国民健康保険事業の指導及び検査に関する事。

- 五 国民健康保険組合に関する事。

- 六 国民健康保険法に基づく東京都国民健康保険団体連合会に関する事。

- 七 後期高齢者医療制度に関する事。

- 八 医療費適正化計画に関する事。

- 九 国民健康保険の医療に関する事。

- 十 国民健康保険法による療養の給付に係る保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師の指導、報告等に関する事。

- 十一 高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付に係る保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師の指導、報告等に関する事。

医療政策部

医療政策課

- 一 医療施策の総合的な企画及び調整に関する事。
- 二 東京都医療審議会に関する事。
- 三 保健医療計画に関する事。
- 四 医療改革の推進に関する事。
- 五 医療機関の整備に関する事(他の局、部及び課に属するものを除く)。
- 六 地域医療システムに関する事。
- 七 保健医療情報センターに関する事。
- 八 歯科衛生に関する事。
- 九 心身障害者口腔保健センターに関する事。
- 十 地域がん医療に係る計画及び調整に関する事。
- 十一 リハビリテーション医療に係る計画及び調整に関する事。
- 十二 東京都リハビリテーション病院に関する事。
- 十三 部内他の課に属しない事。

救急災害医療課

- 一 救急医療に関する事(他の局、部及び課に属するものを除く)。
- 二 小児医療に関する事(他の局及び課に属するものを除く)。
- 三 周産期医療に関する事。

- 四 災害時の医療救護に関する事(他の局に属するものを除く)。
- 五 島しょ等へき地の医療に関する事。

医療安全課

- 一 医療法の施行に関する事。
- 二 医療施設の監視及び指導に関する事。
- 三 死体解剖保存法の施行に関する事。
- 四 監察医務院に関する事。
- 五 その他医務に関する事。

医療人材課

- 一 医療従事者の育成施策に係る計画及び調整に関する事。
- 二 医師法、歯科医師法、歯科衛生士法及び歯科技工士法の施行に関する事。
- 三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法の施行に関する事。
- 四 診療放射線技師法の施行に関する事。
- 五 臨床検査技師等に関する法律の施行に関する事。
- 六 理学療法士及び作業療法士法の施行に関する事。
- 七 視能訓練士法の施行に関する事。
- 八 臨床工学技士法の施行に関する事。
- 九 義肢装具士法の施行に関する事。
- 十 救急救命士法の施行に関する事。
- 十一 言語聴覚士法の施行に関する事。
- 十二 医療社会事業に関する事。
- 十三 保健師助産師看護師法の施行に関する事。
- 十四 東京都准看護師試験委員会に関する事。
- 十五 東京都看護師等修学資金選考委員会に関する事。
- 十六 保健師、助産師、看護師及び准看護師の技術指導に関する事。
- 十七 保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成及び定着対策の援助に関する事。

- 十八 看護専門学校に関する事。

都立病院支援部

法人調整課

- 一 地方独立行政法人東京都立病院機構に関する事。

健康安全部

健康安全課

- 一 部所管事業の総合的な企画及び調整に関する事。
- 二 調理師法及び製菓衛生師法の施行に関する事。
- 三 東京都ふぐの取扱い規制条例に基づく試験及び免許に関する事。
- 四 理容師法(管理理容師の講習及び理容師養成施設に関する事に限る。)、美容師法(管理美容師の講習及び美容師養成施設に関する事に限る。)、及びクリーニング業法(試験、免許、クリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者の講習に関する事に限る。)の施行に関する事。
- 五 食品衛生法(食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設並びに食品衛生管理者の資格認定講習に関する事に限る。)の施行に関する事。
- 六 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(食鳥処理衛生管理者の養成施設及び資格認定講習に関する事に限る。)の施行に関する事。
- 七 東京都健康安全センターに関する事(他の部に属するものを除く)。
- 八 部内他の課に属しない事。

食品監視課

- 一 食品衛生に係る計画及び調整に関する事。
- 二 食品衛生に係る規格及び基準に関する事。
- 三 食品衛生営業に係る許可及び監視指導並びに行政処分等に関する事。
- 四 食中毒の防止及び調査に関する事。
- 五 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の施行に関する事。
- 六 特別用途食品に関する事。
- 七 健康増進法に基づく誇大表示の監視、指導等に関する事。
- 八 健康食品対策に関する事(他の課に属するものを除く)。

九 東京都食品安全条例の施行に関すること。

十 東京都食品安全審議会に関すること。

十一 東京都ふぐの取扱い規制条例の施行に関すること（他の課に属するものを除く。）。

十二 と畜場法の施行に関すること。

十三 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に関すること（他の局に属するものを除く。）。

十四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関すること（他の課に属するものを除く。）。

十五 化製場等に関する法律の施行に関すること（他の課に属するものを除く。）。

十六 動物質原料の運搬等に関する条例の施行に関すること。

十七 食品表示法の施行に関すること。

十八 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関すること（他の局に属するものを除く。）。

十九 東京都消費生活条例における食品表示に関すること（他の局に属するものを除く。）。

二十 市場衛生検査所及び食肉衛生検査所に関すること。

二十一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関すること（他の局に属するものを除く。）。

二十二 その他食品衛生関係法令の施行に関すること。

薬務課

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関すること。

二 薬剤師法の施行に関すること。

三 毒物及び劇物取締法の施行に関すること。

四 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関すること。

五 大麻取締法の施行に関すること。

六 あへん法の施行に関すること。

七 覚醒剤取締法の施行に関すること。

八 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関すること（献血の推進及び血液製剤の適正使用に関するものを除く。）。

九 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関すること。

十 東京都薬物の濫用防止に関する条例の施行に関すること。

十一 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例の施行に関すること。

十二 東京都薬事審議会に関すること。

十三 医薬分業の質的向上に関すること。

十四 健康食品対策に関すること（他の課に属するものを除く。）。

十五 東京都麻薬中毒審査会に関すること。

十六 薬物乱用防止の普及啓発に関すること。

十七 その他薬事衛生に関すること。

環境保健衛生課

一 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。

二 東京都生活衛生審議会に関すること。

三 環境に係る保健衛生対策の計画及び調整に関すること。

四 理容師法、美容師法及びクリーニング業法の施行に関すること（他の課に属するものを除く。）。

五 興行場法、旅館業法及び公衆浴場法の施行に関すること。

六 墓地、埋葬等に関する法律の施行に関すること（他の局に属するものを除く。）。

七 温泉法の施行に関すること（他の局に属するものを除く。）。

八 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること。

九 住宅宿泊事業法の施行に関すること（他の局に属するものを除く。）。

十 プール等取締条例の施行に関すること。

十一 胞衣及び産汚物取締条例の施行に関すること。

十二 大気汚染に係る健康障害者に関すること。

感染症対策部

計画課

- 一 一部所管事業の総合的な企画及び調整に関すること。
 - 二 感染症の予防のための施策の実施に関する計画に関すること。
 - 三 東京都健康安全研究センターに関すること(感染症対策に関することに限る。)
 - 四 東京都感染症予防医療対策審議会に関すること。
 - 五 部内他の課に属しないこと。
- 調査・分析課
- 一 東京感染症対策センター、東京都新型コロナウイルス感染症医療体制戦略本部及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく都道府県連携協議会に関すること。

- 十三 狂犬病予防法の施行に関すること。
- 十四 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること。
- 十五 東京都動物愛護管理審議会に関すること。
- 十六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること(動物由来感染症に関するものに限る。)
- 十七 化製場等に関する法律の施行に関すること(政令で定める動物の飼養、収容施設に関するものに限る。)
- 十八 動物愛護相談センターに関すること。
- 十九 愛玩動物看護師法に基づく愛玩動物看護師養成所の指定に関すること(他の局に属するものを除く。)
- 二十 水道法の施行に関すること。
- 二十一 環境に係る健康影響調査に関すること。
- 二十二 室内環境保健対策に関すること。
- 二十三 アレルギー疾患に関すること(他の局及び部に属するものを除く。)
- 二十四 その他環境に係る保健衛生対策及び環境衛生措置に関すること(他の局、部及び課に属するものを除く。)

- 二 感染症に関する情報の収集、分析、公表等に関すること。
- 防疫課
- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること(他の部及び課に属するものを除く。)
 - 二 疫学的調査に関すること。
 - 三 予防接種法の施行に関すること。
 - 四 結核対策に関すること(他の部に属するものを除く。)
 - 五 ハンセン病対策に関すること。
 - 六 後天性免疫不全症候群対策の総合的な企画及び調整に関すること。

医療体制整備第一課

- 一 新型インフルエンザ等感染症の医療体制の整備に関すること(他の部及び課に属するものを除く。)
- 二 その他感染症のまん延防止対策に関すること(他の局、部及び課に属するものを除く。)

医療体制整備第二課

- 一 新型インフルエンザ等感染症の外来診療体制及び検査体制の整備に関すること(他の部及び課に属するものを除く。)
- 二 感染症患者の自宅療養生活の支援に関すること。
- 第二十七条の表産業・エネルギー政策部の部事業者エネルギー推進課の項に次の一号を加える。
 - 一 事業者におけるゼロエミッションビークル(水素エネルギー及び新エネルギーに係るものを除く。)の推進に係る企画、調査及び調整に関すること。
 - 第二十七条の表産業・エネルギー政策部の部新エネルギー推進課の項第一号中「及びゼロエミッションビークル」を削る。
 - 第二十八条の表総務部の部総務課の項第九号中「災害対策」を「災害対策本部」に改め、同部企画計理課の項中「企画計理課」を「企画課」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項に次の三号を加える。
- 四 局の防災対策に係る企画及び調整に関すること。

なもの並びに精神医療審査会並びに自立支援医療(精神通院医療に限る。)の公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する決定に関する事務

東京都立中部 世田谷区上北沢二丁目一番七号

総合精神保健福祉センター

東京都立多摩 多摩市中沢二丁目一番地三

総合精神保健福祉センター

東京都立精神保健福祉センター

台東区下谷一丁目一番三号

東京都立精神保健福祉センター

精神保健及び精神障害者福祉に関する知識の普及及び調査研究並びに相談及び指導(宿泊を伴うものを除く。)のうち複雑又は困難なもの並びに精神医療審査会並びに自立支援医療(精神通院医療に限る。)の公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する決定に関する事務

精神保健及び精神障害者福祉に関する知識の普及及び調査研究並びに相談及び指導(宿泊を伴うものを除く。)のうち複雑又は困難なもの並びに精神医療審査会並びに自立支援医療(精神通院医療に限る。)の公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する決定に関する事務

別表三 八の部(二)の項中「並びに臨海副都心開発」を「、臨海副都心開発」に改め、「及び東京港臨海道路」を削り、「並びに廃棄物処理場」を「、廃棄物処理場」に改め、同表中八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

六 保健医療局所属

機関の名称

所在地

所掌事務

(一) 東京都監察医務院 文京区大塚四丁目二十一番十八号

東京都監察医務院に規定する死体の検案、解剖その他死因の調査に関する事務並びに監察医の養成及び補習教育に関する事務

(二) 看護専門学校

保健師助産師看護師法に基づく看護師の養成に関する事務

東京都立広尾 渋谷区恵比寿二丁目三十四番十号
看護専門学校

東京都立荏原 大田区東雪谷四丁目五番二十八号
看護専門学校

東京都立府中 府中市武蔵台二丁目二十七番地の一
看護専門学校

東京都立北多摩 東大和市桜が丘三丁目四十四番地の十
看護専門学校

東京都立青梅 青梅市大門三丁目十四番地の一
看護専門学校

東京都立南多摩 多摩市山王下一丁目十八番地一
看護専門学校

東京都立板橋 板橋区栄町三十四番一号
看護専門学校

東京都健康安 新宿区百人町三丁目二十四番一
全研究センター

一 都における公衆衛生の向上及び増進に関する試験、研究、調査及び検査に関する事務

二 食品衛生法に基づく監視指導、収去、検査、調査等に関する事務(特別区の区域内に存する東京都中央卸売市場及び地方卸売市場に係るものを除く。)

三 医薬品等製造販売業・製造業、医療機器修理業、医薬品販売業(配置販売業及び卸売販売業に限る。)及び毒物劇物製造業・輸入業等に係る許可等及び監視指導等に関する事務

四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録、立入検査

(四) 東京都市場衛 江東区豊洲六丁目六番一号
生検査所

等及び指導に関する事務
五 生薬の品質検査及び薬用植物等の栽培、啓発等に関する事務
特別区の区域内に存する東京都中央卸売市場（食肉市場を除く。）及び地方卸売市場（花き市場を除く。）内における食品衛生法に基づく監視指導、収去、検査及び調査に関する事務

(五) 同大田出張所 大田区東海三丁目二番一号
同足立出張所 足立区千住橋戸町五十番地
所 食肉衛生検査

東京都内各と畜場及び東京都中央卸売市場食肉市場におけると畜場法に基づくと畜の検査、調査及び衛生並びに食品衛生法に基づく監視、指導及び検査に関する事務

(六) 東京都芝浦食 港区港南二丁目七番十九号
肉衛生検査所
東京動物愛 世田谷区八幡山二丁目九番十一
護相談センタ 号

犬等の捕獲、収容等に関する事務、動物取扱業に関する登録、監視、指導等に関する事務及び動物愛護精神の普及啓発に関する事務

同多摩支所 日野市石田一丁目百九十二番地の三十三
同城南島出張 大田区城南島三丁目二番一号
所

別表四 八の部同 足立児童相談所の項中「足立区江北三丁目八番十二号」を「足立区西新井本町三丁目八番四号」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

- 一 別表四の改正規定 令和五年四月二十四日
- 二 第二十四条の表市街地整備部の部区画整理課の項第十三号の改正規定 令和五年五月二十六日
- 三 第八条第一項の表福祉保健局の項の改正規定、同項の次に次のように加える改正規定、第九条第四項の改正規定（「福祉保健局」を「保健医療局」に改める部分に限る。）、第十四条第十五項の改正規定、第二十一条の表主計部の部予算第二課の項第一号の改正規定（「福祉保健局」を「福祉局、保健医療局」に改める部分に限る。）、第二十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び別表三の改正規定（同表八の部(二)の項に係る部分を除く。） 令和五年七月一日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

